

○大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則

平成二十二年二月一日

大阪府規則第三号

改正 平成二二年六月二八日規則第五〇号

平成二三年五月三十一日規則第一〇四号

平成三一年三月二八日規則第七〇号

令和元年五月七日規則第二号

令和二年三月三〇日規則第四六号

〔大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則〕をここに公布する。

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則

(平三一規則七〇・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成二十一年大阪府条例第八十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平三一規則七〇・一部改正)

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(府と関係がある事業主の障害者雇用状況の報告)

第三条 条例第十七条第一項の規定による報告は、当該報告の日の直前の六月一日（第四項において「基準日」という。）現在における雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であるかどうかについてするものとする。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに、障害者雇用状況報告書（様式第一号）によりしなければならない。

一 条例第十七条第一項第一号に該当する場合 契約を締結した日の翌日から起算して十日を経過する日

二 条例第十七条第一項第二号に該当する場合 補助金の交付の決定があった日の翌日から起算して十日を経過する日

三 条例第十七条第一項第三号に該当する場合 指定管理者の指定を受けた日の翌日から起算して十日を経過する日

3 前項の規定にかかわらず、各年度の五月二十三日から七月四日までの間に契約を締結し、補助金の交付の決定を受け、又は指定管理者の指定を受けた場合については、第一項の報告は、当該年度の七月十五日までにするものとする。

4 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「省令」という。）第八条の規定による報告をした事業主（条例第十七条第一項後段に規定する事業主にあつては、その親事業主等が省令第八条の規定による報告をした事業主）は、当該報告に係る書類（条例第十七条第一項後段に規定する事業主にあつては、その親事業主等がした省令第八条の規定による報告に係る書類）の写しをもって第二項の障害者雇用状況報告書に代えることができる。

5 条例第十七条第一項の規定による報告をした事業主が新たに同項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該該当することとなったことによりしなければならない同項の規定による報告に係る基準日と既にした同項の規定による報告に係る基準日とが同一の日であるときは、同項の規定による報告は、要しない。

(平二二規則五〇・令二規則四六・一部改正)

(障害者雇用状況の報告を要する場合)

第四条 条例第十七条第一項第一号の売買、貸借、請負その他の契約で規則で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の契約であつて、府の支出の原因となるものとする。

2 条例第十七条第一項第一号ただし書の規則で定める随意契約の方法により締結する場合は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げ

る場合（同項第二号に掲げる場合にあつては、提案を公募し、これに応じた者のうち最も優れた提案をしたものを契約の相手方とする場合を除く。）に該当するとして随意契約の方法により締結する場合とする。

（障害者雇入れ計画の作成及び提出）

第五条 条例第十八条第一項前段の規定による作成及び提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに、障害者雇入れ計画書（様式第二号）によりしなければならない。

- 一 条例第十七条第一項第一号に該当する場合 契約を締結した日の翌日から起算して二月を経過する日
- 二 条例第十七条第一項第二号に該当する場合 補助金の交付の決定があつた日の翌日から起算して二月を経過する日
- 三 条例第十七条第一項第三号に該当する場合 指定管理者の指定を受けた日の翌日から起算して二月を経過する日

2 条例第十八条第一項後段の規定による提出は、障害者雇入れ計画を変更した日の翌日から起算して十四日以内に、障害者雇入れ計画の変更届出書（様式第三号）によりしなければならない。

（障害者雇入れ計画の期間）

第六条 障害者雇入れ計画の期間の初日は、前条第一項各号に規定する障害者雇入れ計画の提出期限の翌日から起算して一月以内の日としなければならない。

2 障害者雇入れ計画の期間は二年を超えてはならない。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の計画を作成している場合（条例第十七条第一項後段に規定する事業主にあつては、その親事業主等が同法第四十六条第一項の計画を作成している場合）は、当該計画の期間の末日を障害者雇入れ計画の期間の末日とすることができる。

（障害者雇入れ計画の進捗状況の報告）

第七条 条例第二十条第一項の規定による報告は、障害者雇入れ計画の期間の初日から起算して六月を経過した日以後七月以内に、障害者雇入れ計画の進捗状況報告書（様式第四号）によりしなければならない。

2 障害者雇入れ計画の期間が一年を超えない場合は、条例第二十条第一項の規定による報告は、要しない。

（平二二規則五〇・平二三規則一〇四・一部改正）

（障害者雇入れ計画の達成状況の報告）

第八条 条例第二十一条の規定による報告は、障害者雇入れ計画の期間の末日の翌日から起算して四十五日以内に、障害者雇入れ計画の達成状況報告書（様式第五号）によりしなければならない。

（身分証明書）

第九条 条例第二十二条第二項の証明書は、身分証明書（様式第六号）とする。

（特定中小事業主の要件）

第十条 条例第二十四条第一項の規則で定める数は、百とする。

（令二規則四六・追加）

（特定中小事業主の障害者雇用状況の報告）

第十一条 特定中小事業主は、条例第二十四条第一項の規定による報告をするときは、毎年、六月一日現在における対象障害者の雇用に関する状況を、その年の十月一日までに、障害者雇用状況報告書（様式第一号）によりしなければならない。

2 省令第八条の規定による報告をした特定中小事業主は、当該報告に係る書類の写しをもって前項の障害者雇用状況報告書に代えることができる。

（令二規則四六・追加）

（障害者雇用推進計画の作成及び提出）

第十二条 特定中小事業主は、条例第二十五条の規定による作成及び提出をするときは、前条の報告をした日の翌日から起算して二月を経過する日までに、障害者雇用推進計画書（様式第七号）によりしなければならない。

（令二規則四六・追加）

（障害者雇用推進計画の期間）

第十三条 障害者雇用推進計画の期間は、二年以内とする。

(令二規則四六・追加)

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第五〇号)

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二三年規則第一〇四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成二十一年大阪府条例第八十四号)第十八条第一項の規定により提出された障害者雇入れ計画についての同条例第二十条第一項の規定による進捗状況の報告の期限は、改正後の大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際改正前の大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成三一年規則第七〇号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている報告書は、改正後の大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (令和二年規則第四六号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている報告書は、改正後の大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

障害者雇用状況報告書							年 月 日	
<p>大府庁等事業者等の雇用の促進等に関する条例(第17条第1項・第26条第1項)の規定により、次のとおり報告します。</p>								
事業主	(ふりがな) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	()	〒 二 たる 番 番 の 所在地 (〒. — —)	事業 の 種類	産業 分類	事業 の 業 種		
会社名	株式会社 (ふりがな) 名称 及び 代表者 の氏名	()	〒 二 たる 番 番 の 所在地 (〒.)	事業 の 種類	産業 分類	事業 の 業 種		
合 計			事業所別の内訳					
雇用 の 状 況	ア 雇用形態(雇用事業担当者 ノ 事業所の名称)							
	イ 事業所の所在地							
	エ 事業の内容							
	オ 業 種	%	%	%	%	%	%	%
就 業 者	カ 雇用形態別の数							
	(ア) 常勤(日労働)の数 (9時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人
	(イ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ウ) 常勤(日労働)の数 [(ア) + (イ)] × 0.5	人	人	人	人	人	人	人
	(エ) 法定雇用率算定の基礎と なる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	キ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数							
	(ア) 重篤身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(イ) 重篤身体障害者以外の身体障害者 の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ウ) 重篤身体障害者である短時間労働 者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ク) 重篤身体障害者以外の身体障害者 である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ケ) 身体障害者の数 [(ア) × 2 + (イ) + (ウ) + (ク)] × 0.5	人	人	人	人	人	人	人
	(エ) 重篤知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(イ) 重篤知的障害者以外の知的障害者 の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ウ) 重篤知的障害者である短時間労働 者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ク) 重篤知的障害者以外の知的障害者 である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ケ) 知的障害者の数 [(イ) × 2 + (ウ) + (ク) + (エ)] × 0.5	人	人	人	人	人	人	人
	(エ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人
	(イ) 精神障害者である短時間労働者 の数	人	人	人	人	人	人	人
	(ウ) 精神障害者の数 [(イ) + (エ)] × 0.5 (注)	人	人	人	人	人	人	人
	カ 計(キの(ア) + キの(イ) + キの(ウ) + キの(ク) + キの(ケ) + キの(エ) + キの(イ) + キの(ウ) + キの(ク) + キの(ケ) + キの(エ))	人	人	人	人	人	人	人
ク 法定雇用率(カ:キの(エ) × 100)	%							
ケ 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者の不足数 (カの(イ) × 法定雇用率)	人							
障 害 者 雇 用 進 捗 者	姓名	氏名	社 長 担 当 者	所 属 部 課 長	氏名			

注: 精神障害者である短時間労働者であって、当該報告の日の直前の6月1日現在において次のいずれにも該当する者
 ア 雇入れの日又は精神障害者福祉福祉手帳の取得の日から3か月以内の者
 イ 令和4年3月31日までに、雇入れられ、又は精神障害者福祉福祉手帳を取得した者

障害者雇用状況報告書							年 月 日	
大臣府知事 様 大阪府障害者等の雇用の促進等に関する条例(第17条第1項・第26条第1項)の規定により、次のとおり報告します。								
法人 名称 及び 代表者 の氏名 (法人印又は署名のいずれかとしてください)	〒			土 事 務 所 の 所 在 地 (市 区 町 村 番 組 番 号)				
	区 分 合 計			事 業 主 ご と の 内 訳				
事業主 の 状 況	ア 雇用促進雇用事業計画番号	— — — — — — — —						
	イ 事業主主・支店子会社・使用会社・特 定事業主の別							
	ウ 名称及び代表者の氏名							
	エ 所在する事業所の所在地							
	オ 常用雇用労働者の数 (ア) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人
	イ 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	ウ 常用雇用労働者の数 [(ア)+(イ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人
	エ 法定雇用率算定の算定の基礎と なる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人
	カ 身体障害者雇用促進法第10条第1項第1号の障害者の数							
	イ 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人
ロ 身体障害者以外の身体障害者 の数	人	人	人	人	人	人	人	
ハ 身体障害者である短時間労働 者の数	人	人	人	人	人	人	人	
ニ 身体障害者以外の身体障害者 である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
ヘ 身体障害者の数 [(イ)×2+(ロ)+(ハ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
ホ 知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
ヘ 知的障害者以外の知的障害者 の数	人	人	人	人	人	人	人	
ニ 知的障害者である短時間労働 者の数	人	人	人	人	人	人	人	
ハ 知的障害者の数 [(イ)×2+(ロ)+(ニ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
ヘ 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
ト 精神障害者である短時間労働者 の数	人	人	人	人	人	人	人	
ニ (ト)のうち洋に該当する者の 数	人	人	人	人	人	人	人	
ト 精神障害者の数 [(イ)+(ト)-(ニ)×0.5+(ト)]	人	人	人	人	人	人	人	
キ 計(ホの(ヘ)+(カの(ヘ)+(カの(ト)))	人	人	人	人	人	人	人	
ク 実雇用率 (キ÷オの(ウ)×100)	%							
ク 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者の不足数(オの(エ)×法定雇用率-キ)	人							
報告者 雇用 推進室	役職名	氏名			記入 担当者	所属 部署名	氏名	

注：雇用促進者である短時間労働者であって、当該報告の日の直前(6月1日現在)において次のいずれにも該当する者
 ア 雇入れの日又は身体障害者保健福祉法第34条の取替の日から3年以内の者
 イ 令和3年3月31日までに、雇入れより、又は精神障害者保健福祉法第46条第1項に基づき取得した者

障害者雇入れ計票書							年 月 日
大塚市労働局 様							
大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第18条第1項前段の規定により、次のとおり提出します。							
事業 名称 工	所在地 (法人にあっては、主たる事業所の所在地) 所在地 名称 (法人にあっては、代表者の氏名) 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	〒 (都道府県)	事業の概況		計上の期間及び延数		
	〒 年 月 日	〒 年 月 日					
引当期間における労働者の雇入れ了済数及び各期末において雇入未了の雇入の状況							
区 分	計上の経過とする雇入状況 調査年月日 ()	計 画 の 期 間 の 雇 入 了 済 数	計 画 の 期 間 に お い て 見 込 ま れ る 雇 	計 画 の 期 間 に お い て 見 込 ま れ る 雇 	計 画 の 期 間 に お い て 見 込 ま れ る 雇 	計 画 の 期 間 に お い て 見 込 ま れ る 雇 	
ア 常用雇用労働者の総数	人	人	人	人	人	計 画	
イ 法定雇用率算定に適用となる労働者の数	人	人	人	人	人		
ウ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数	人	人	人	人	人		
エ 実用率率(クイース100)	%	%	%	%	%		
オ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数	人	人	人	人	人		
カ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者その雇入れを了する事業所の数	人	人	人	人	人		
備考							

様式第3号(第5条関係)

<p>障 害 者 雇 入 れ 計 画 の 変 更 届 書</p> <p>年 月 日</p>		
<p>大阪府知事 様</p>		
<p>住 所</p>		
<p>氏 名</p>		
<p>〔法人においては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕</p>		
<p>電 話 () ー</p>		
<p>大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第18条第1項後段の規定により、次のとおり提出します。</p>		
変 更 内 容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

(記入上の注意)氏名については、記名押印又は署名のいずれかとしてください。

関係者導入計画の進捗状況報告書(事業年度)		年 月 日現在			
人英財加等 名 人英財加等募集の進捗状況と募集の支援に関するお問い合わせ先(関係者の氏名)の記載があり、次のとおり記載しました。					
事 業 主 氏 名	(法人名)	(電話番号)			
	(住所(〒記号の付いた))	(代表者の氏名)			
	(法人番号)				
	(個人名の場合は、氏名の氏名)	(関係者導入の準備の進捗状況を記載してください。)			
導入計画の進捗状況					
区 分	二回 目 以降一 回	二回 目 以降二 回	計	備 考	
	定 入 手 定 数	定 入 手 定 数	定 入 手 定 数	定 入 手 定 数	
ア 募集計画段階での状況	人	人	人	人	
イ アー ドも 体 会 者 の 数	(ア) 新規会員登録者である者の数	人	人	人	
	(イ) 新規会員登録者以外の身体障害者である者の数	人	人	人	
	(ロ) 新規会員登録者である要介護者の数	人	人	人	
	(ハ) 新規会員登録者以外の身体障害者である要介護者の数	人	人	人	
	(ニ) 新規会員登録者以外の要介護者である要介護者の数	人	人	人	
	(ホ) 新規会員登録者以外の身体障害者である要介護者の数	人	人	人	
	(ヘ) 新規会員登録者である要介護者の数	人	人	人	
	(ヘ) 新規会員登録者である要介護者の数	人	人	人	
	(ニ) 新規会員登録者である要介護者の数	人	人	人	
	(ロ) (イ)の(ア)に該当する者の数	人	人	人	
	(ロ) 新規登録者の数(イ)の(ア) (ロ) (ホ) (ニ) (ヘ)	人	人	人	
ク 計(イの(ロ)+(イの(ホ)+(イの(ニ)))	人	人	人	人	
備 考					

注： ア 新規登録者である要介護者(要介護1～5)及び、二回 目以降一回 目募集期の日当日に30歳未満の若年者となる者
 イ 導入の日(最終募集日)から募集開始の日から1年以内の者
 ウ 令和5年3月31日までの、導入の予定、又は申し込み済みの募集計画を公表した者

申請者氏名 延岡大学国際交流推進委員会事務局国際交流課 佐藤 浩一		所属部署 国際交流課		研修先機関 国立研究開発法人 産業技術総合研究所		
研修期間 2023年10月1日～2024年3月31日		研修先機関 国立研究開発法人 産業技術総合研究所		研修内容 先端技術開発の推進		
海外研修の概要						
目的 海外研修の概要	研修内容 1. 海外研修の概要 2. 海外研修の目的 3. 海外研修の意義 4. 海外研修の成果				研修先機関 国立研究開発法人 産業技術総合研究所	
	研修先機関 国立研究開発法人 産業技術総合研究所				研修内容 1. 海外研修の概要 2. 海外研修の目的 3. 海外研修の意義 4. 海外研修の成果	
研修先機関 国立研究開発法人 産業技術総合研究所						
研修先機関 国立研究開発法人 産業技術総合研究所						

注：1. 研修期間中に発生する旅費等は、申請者が自己負担するものとします。
 2. 研修先機関の研修費等は、申請者が自己負担するものとします。
 3. 研修先機関の研修費等は、申請者が自己負担するものとします。

様式第6号(第9条関係)

(表)

身分証明書		第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第22条第1項の規定により立入調査又は質問をする職員であることを証明する。</p>		
発行年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
大阪府知事		印

9センチメートル

9センチメートル

(裏)

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(抜粋)

(報告の徴取及び立入調査)

第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、府と契約を締結し、府の補助金の交付を受け、又は府の公の施設について指定管理者の指定を受ける事業主に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員にこれらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第23条 知事は、事業主が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第一項の規定による報告の要求に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2・3 (略)

様式第1号(貸し金関係)

株式会社 株式会社 株式会社		年 月 日				
<p>大抵の計算(貸) 貸付金 大抵の計算(借) 借入金 大抵の計算(貸) 貸付金 大抵の計算(借) 借入金</p>						
貸	<p>(貸付金) 貸付 (法人にあっては、主たる事業上の貸付金)</p>	<p>(借入金) 借入金 (法人にあっては、代表者の氏名) (記名借付又は別名での借付を止めてください。)</p>				
	<p>名称 (貸付金) 貸付 (法人にあっては、代表者の氏名) (記名借付又は別名での借付を止めてください。)</p>	<p>名称 (借入金) 借入金 (法人にあっては、代表者の氏名) (記名借付又は別名での借付を止めてください。)</p>				
<p>貸付期間(期間) 年 月 日～年 月 日</p>						
1. 貸付の内容及び借入金の目的		借付の日 現在の貸付状況	借入金に おける 借入金の状況	借入金 の 借入 の 状況	借入金 の 借入 の 状況	備考
ア. 貸付期間の経過		△	△	△	△	
イ. 法定貸付限度額決定の基礎となる借付者の数		△	△	△	△	
ウ. 専任借付者、共同借付者及び借付権者である借付者の数		△	△	△	△	
2. 貸付及び借入の委託その他の取組						
ア. 借付者への委託を要する取組(貸付者又は借付者の関係)		時期	年 月 日	内容		
イ. 借付者への委託を要する取組(借付者又は借付者の関係)		時期	年 月 日	内容		
ウ. 借付者の貸入と借入の取組(借付者が行う借付又は借付者の借入)		時期	年 月 日	内容		
エ. 借付者の借入と借入の取組(借付者が行う借付又は借付者の借入)		時期	年 月 日	内容		